南相馬市議会議長

平 田 武 様

中間報告書

平成24年 3 月22日

南相馬市議会 東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会

東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会 委員名簿

委員長	渡部 寬一	
副委員長	小川 尚一	
委 員	但野 謙介	
委 員	大山 弘一	
委 員	奥村 健郎	
委 員	田中京子	
委 員	山田 雅彦	
委員	中川 庄一	
委 員	鈴木 昌一	
委 員	田中 一正	
委 員	細田 廣	
委 員	荒木千恵子	
委 員	水井 清光	
委 員	今村 裕	
委 員	竹野 光雄	
委 員	志賀 稔宗	
委 員	横山 元栄	
委員	小林 正幸	
委員	土田美恵子	
委 員	湊 清一	
委 員	西 銑治	

1 設置の目的

本委員会は、東日本大震災及び東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)福島 第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)事故への対応を協議し、市民生活 や生産基盤の一日も早い復旧、復興及び放射能汚染から市民を守り安心して暮らせる南 相馬市の再生に向け、南相馬市災害対策本部との連携を図りながら、国、県及び東京電 力に対し支援や補償を求めるなどの必要な活動を行うことを目的として平成23年5 月11日、正副議長を除く全議員21名によりに設置された。

本委員会は、付託議案の審査のほか、警戒区域内の現地調査や避難所、仮設住宅入居者との懇談、さらには本市執行部への各種提案や関係各機関への要望等の働きかけなどを行い、所期の成果を上げたところである。

この中間報告は、東日本大震災から1年を経過した現在、これまでの委員会活動を総括するとともに、災害からの応急対応から本格的な復興へとシフトしつつある本市の取り組みについて、本委員会の参画の方向性を示すものである。

2 活動の記録

(1)特別委員会の設置(平成23年5月11日)

・21名の委員(正副議長を除く全議員)をもって構成し、活動を開始。

(2)第1回特別委員会開催(平成23年5月11日)

議題

- ① 正副委員長の互選
 - 委員長に渡部寬一、副委員長に小川尚一を選任。

(3)第2回特別委員会開催(平成23年5月17日)

議題

- ① 特別委員会の進行について
- ② 特別委員会の活動方針について
 - ・上記の2件について、委員間で協議・確認を行った。
- ③ 南相馬市義援金の配分計画について
 - ・上記の件について、執行部から報告を受けた。
- ④ 避難所への現地調査について

県外を含めた市外の避難所を訪問し、避難所現地調査及び避難者との懇談を行うことを確認した。(調査対象避難所及び調査の日程は別紙のとおり)

避難所現地調査では、延べ12日間、計37箇所の避難所を訪問し、大勢の避難者 と懇談を行った。

【避難所現地調査で寄せられた市民からの意見・要望の主なるもの】

ア 緊急時避難に関すること

- ・緊急時避難計画を早急に示してほしい。
- ・市の方針は避難を勧めるのか帰還を求めるのかどちらなのか。

イ 放射線に関すること

- ・警戒区域内の放射線モニタリングも行ってほしい。
- ・線量計を配布してほしい。

ウ 住宅に関すること

- ・県外の借上げ住宅の状況を知りたい。
- ・仮設住宅の放射線量は大丈夫なのか。

エ 医療・介護に関すること

- ・南相馬市内の病院・介護サービス事業所の再開のめどはいつか。
- ・医療費の減免は今後どうなるか。

オ その他

- ・東京電力に対し、さらなる補償・賠償を求めてほしい。
- ・南相馬市の各学校の放射線モニタリング結果を知りたい。 等である。

市からの情報提供が十分でなく、さらに原発事故からの避難者が主であるため、放射線の影響や南相馬市の情報を求める声が多かった。

(4)第3回特別委員会開催(平成23年5月27日)

議題

- ① 緊急時避難計画の概要について
- ② 計画的避難区域外の南相馬市内の高放射線量地区について

執行部職員及び本市に出向となっている原子力安全・保安院職員に出席を求め、上 記について説明を受け、あわせて質疑を行った。

(5)第4回特別委員会開催(平成23年6月3日)

- ① 市税の課税について
 - ・上記の件について、執行部の説明を受け、あわせて質疑を行った。
- ② 避難所現地調査の報告について
 - ・避難所現地調査で寄せられた市民からの意見・要望をとりまとめ、市に対して緊急要望書を提出することを確認した。

(6)第5回特別委員会開催(平成23年6月13日)

議題

- ① 義援金配分における要望書について
 - ・国義援金の配分に関して、執行部が提出する要望書について報告を受けた。
- ② 避難者の居所(安否)の確認について
 - ・市民の避難の現状及び居所(安否)の確認について、執行部から説明を受け、あ わせて質疑を行った。
- ③ 南相馬市復興計画策定方針について
 - ・上記の内容について、執行部から説明を受けた。
- ④ 市長に対する緊急要望について
 - ・緊急要望書の内容について協議を行った。

(7)市長に対する緊急要望書の提出(平成23年6月16日)

- ・ 先の委員会でとりまとめた緊急要望書を市長に提出した。 要望内容の主なるものは以下のとおり。
- ア 東京電力に対し、ホールボディーカウンターの設置及び放射線量測定器の配布を 求めること。
- イ 緊急時避難実施計画の速やかな策定と、市民に対する周知を行うこと。
- ウ 市内におけるきめ細かな放射線量の測定と市民の不安を解消するための情報公 開を積極的に行うこと。
- エ 仮設住宅の建設場所及び数量のニーズを踏まえた対応策を講じるとともに、20 キロから30キロ圏内における仮設住宅の早期建設と住宅の借り上げを進める こと。
- オ 警戒区域内の企業の操業再開について、放射線量の実態を踏まえた上で、地域の 安全保障と雇用の確保の観点から市長判断で対応すること。
- カ 病院機能の強化(急性期重篤患者への対応策)を進め、総合病院を再開すること。
- キ 県道12号線沿線(大原字社地神から八木沢地区の間)の通信網を早急に確保すること。

(8)第6回特別委員会開催(平成23年6月23日)

議題

本委員会に付託となった陳情1件について審査した。

- ① 陳情第1号 原発事故の早期収束と全面的補償を求める意見書提出について
 - ・審査の結果、採択すべきと決し、本委員会が意見書を提出した。

【意見書の趣旨】

・内外の英知を結集し原発事故の収束に努めることとあわせ、風評被害を含め市民 がこうむったあらゆる損害について、速やかな補償と賠償を求めるもの。

(9)第7回特別委員会開催(平成23年7月5日)

議題

- ① 東北電力(株)原町火力発電所の現地調査
 - ・津波被害を受けた東北電力(株)原町火力発電所を現地調査した。被害の実態は大きなものであり、復旧期間も明らかにできないものであったが、復旧を目指していくという姿勢だけは明らかにされた。
- ② 警戒区域等の規制の見直しに対する市の考え方について
 - ・市長及び執行部職員に出席を求め、上記について説明を受けるとともに、質疑を 行った。
- ③ 緊急要望に対する経過と検討状況について
 - ・ 先に提出した緊急要望についての経過と検討状況について、執行部から説明を受けた。
- ④ 南相馬市復興市民会議について
 - ・7月2日に開催された復興市民会議の概要について、執行部の説明を受けた。
- ⑤ 総合病院へのホールボディーカウンター設置について
 - ・総合病院に設置されるホールボディーカウンターについて、執行部の説明をうけ た。
- ⑥ 市長に対する要望について
 - ・本市が緊急に取り組むべき課題について市長に要望書を提出すべく協議を行った。

(10)第8回特別委員会開催(平成23年7月13日)

議題

- ① 1次・2次市外避難者及び市内避難所の実態と今後の対応について
- ② 仮設住宅・民間借上げ住宅への避難者の入居・移動の実態、生活の支援及び今後の対応について
 - ・上記の2件について、執行部の説明を受け、あわせて質疑を行った。
- ③ 市長への要望事項について
 - ・補正予算作成において緊急に取り組むべき項目について、市長に要望書を提出すべく内容を協議した。

(11)第9回特別委員会開催(平成23年7月19日)

議題

① 緊急時避難準備区域避難計画及び緊急時避難準備区域避難実施計画について

② 第2次義援金配分に係る検討経過について

・上記の2件について、執行部の説明を受け、あわせて質疑を行った。

(12) 市長に対する緊急要望書の提出(平成23年7月19日)

・本市が緊急に取り組むべき項目について、市長に要望書を提出した。 要望内容の主なるものは以下のとおり。

【市長に要望する事項】

- ア 原発事故から市民を守るために、放射能汚染の実態とモニタリング結果を可視化 し、被曝、防護対策等の啓蒙を図ること。
- イ 市民の避難生活の向上を図るための施策を講じること。
- ウ 教育環境の改善を図るための施策を講じること。
- エ 警戒区域内のきめ細かな放射線モニタリング調査を行うこと。また、排水機場(湛水防除施設)を早急に復旧させ、稼動させること。
- オ 市民に対する原発事故被害の賠償・補償請求をサポートする窓口を設置すること。
- カ 津波被害からの復興策について、住宅再建、集落再建の見通しを早急に示し、住 民と十分に協議すること。
- キ 被害の実情に応じた義援金の配分とすること。

【予算作成において要望する事項】

- ア 市内全世帯に線量計を配布するとともに、除染のための予算を措置すること。また、農作物や飲用井戸水の放射性物質調査を行うこと。
- イ 自主避難者も含めて、避難者の生活支援と健康管理のための予算を講じること。
- ウ地域経済の復興のための予算を措置すること。

【南相馬市として、国・県等に要求すべき事項】

- ア 原発事故から市民を守るために、速やかな情報公開をするとともに、将来の医療 補償を求めること。
- イ 市民の避難について、全国すべての市町村で民間借上げ住宅の対応が実現できる ようにすること。
- ウ 教育環境の充実について、すべての児童生徒をケアできる十分な教師の配置を行 うよう、県教育委員会に強く求めること。
- エ 原発事故被害の賠償・補償対策について、実情に応じて上限を大幅に引き上げる ことを求めること。
- オ 特定避難勧奨地点の設定については、地点ごとではなく一定地域単位での対応を 考慮すること。

(13)第10回特別委員会開催(平成23年7月27日)

- ① 第2次義援金配分に係る検討経過について
 - ・国第2次義援金の配分に係る検討経過について、執行部から報告を受けた。
- ② 福島県復興ビジョン (素案) に関する県民意見の募集について
 - ・本特別委員会として福島県復興ビジョン (素案) に対して県民意見 (パブリックコメント) を提出すべく協議を行った。

(14)第11回特別委員会開催(平成23年8月5日)

議題

- ① 警戒区域内現地調査について
 - ・小高区を中心とする警戒区域内の現地調査を行った。

(15)第12回特別委員会開催(平成23年8月12日)

議題

- ① 富山県南砺市との災害時相互応援協定の締結について
- ② 南相馬市復興市民会議について
- ③ 市税等の課税について
- ④ 瓦れきの処理・処分について
 - ・上記の4件について、執行部の報告を受け、あわせて質疑を行った。
- ⑤ 市長に対する要望への回答について
 - ・先に提出した市長に対する要望事項について、執行部から回答の報告を受けた。
- ⑥ 緊急時避難準備区域解除後の学校の再開について
 - ・教育長に出席を求め、学校の再開についての考え方をただした。

(16)第13回特別委員会開催(平成23年8月19日)

議題

- ① 緊急時避難準備区域、警戒区域等の解除に対する市の考え方について
- ② 市民への帰還の呼びかけについて
- ③ 農地、農業の復興に向けて、今取り組むべき事業について
 - ・市長に出席を求め、本市が直面する上記の課題についてただした。

(17)福島県教育委員会への要望活動(平成23年8月25日)

- ・福島県教育委員会に対し、子供たちの学習環境の改善等を求める要望書を提出した。 要望内容の主なるものは以下のとおり。
- ア エアコンの設置、メンタルケア職員の配置や職員の増員等の学習環境の改善を図ること。
- イ 県立高等学校の再開の時期を示し、平成24年度入学生徒の定員数を含めた要綱

- の決定と公開を速やかに行うこと。
- ウ 全教育施設の除染を長期的、継続的に行うこと。

(18)第14回特別委員会開催(平成23年9月16日)

議題

本特別委員会に付託になった請願2件および陳情1件について審査を行った。

- ① 請願第3号 南相馬市の原子力災害に関する意見書の提出について
 - ・採択すべきと決した。あわせて委員会提出議案として意見書を提出することを確認。

【意見書の趣旨】

- ・3月11日以前の安心な日常生活を取り戻して欲しいという南相馬市民の願いに こたえ、原子力災害から子供の未来を守るため、「(仮称)原子力災害基本法」の 制定による「子供の内部被曝の防止」と「恒久的除染計画の実行と(仮称)放射 能除染研究センターの設立」を、関係機関に対して求めるもの。
- ② 請願第4号 南相馬市の原子力災害について
 - ・継続審査とすべきと決した。
- ③ 陳情第4号 原発から自然エネルギーの福島県に転換することを求める意見書 提出について
 - ・継続審査とすべきと決した。

(19)講習会開催(平成23年9月17日)

- ① 講演会『放射線対策と除染について』
 - ・東京大学から児玉龍彦教授をお招きし共催で講演会を開催した。

(20)第15回特別委員会開催(平成23年9月27日)

議題

- ① 原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書について
 - ・損害賠償請求手続きの簡略化等を求め、議員提出議案として意見書を提出すべく 内容について協議を行った。

【意見書の趣旨】

・原発被災損害賠償請求手続きは、被災者の立場に立った簡略で誠意あるものとすること。

(21)第16回特別委員会開催(平成23年9月28日)

議題

① 原子力被災地域における市税等の減免の取り扱いについて

- ・上記の件について、執行部の説明を受け、あわせて質疑を行った。
- ② 原発被災損害賠償請求手続きに関する要請書の提出について
 - ・損害賠償請求手続きの簡略化等を求める要請書について、東京電力株式会社に提 出すべく内容について協議を行った。
- ③ 講演
 - ・静間 清 広島大学教授『環境放射線について』
 - ・長沼 毅 広島大学准教授『広島大学の取り組みについて』 広島大学から2名の講師をお招きし、上記の内容について講演をいただいた。

(22) 東京電力株式会社への要望活動(平成23年10月5日)

・東京電力株式会社に対し、『原発被災損害賠償請求手続きに関する要請書』を提出 した。事故の収束に努めることと併せ、誠意をもった賠償及び手続きの簡略化を求 めた。

(23)第17回特別委員会開催(平成23年10月7日)

議題

- ① 仮設住宅現地調査について
 - ・市内及び本市近隣市町の仮設住宅について、現地調査を行うことを確認。

(24)仮設住宅現地調査(平成23年10月17日~10月31日)

・全議員を5班に分け仮設住宅の現地調査を行った。 あわせて各仮設住宅の集会所にて懇談会を行った。(調査対象仮設住宅及び調査の 日程は別紙のとおり)延べ25日間、計32カ所の仮設住宅の住民を対象とし、合 計506人の参加者があった。

【避難所現地調査で寄せられた市民からの意見・要望の主なるもの】

- ア 住環境の改善(寒さ・結露対策、玄関へのスロープの設置等)をしてほしい。
- イ 街灯、屋外消火器等を設置してほしい。
- ウ 前田団地、定住促進仮設住宅への生活支援を他と同等にしてほしい。
- エ 仮設住宅の世帯単位、または仮設住宅単位で放射線量計を配布してほしい。
- オ 災害危険区域の設定に関して、具体的な方針(時期や買取価格等)を早急に示してほしい。
- カ 警戒区域の解除については、除染やライフラインの復旧が先であり、安易な解除、 帰還要請はしないでほしい。

(25)第18回特別委員会開催(平成23年11月8日)

- ① 請願第4号 南相馬市の原子力災害について
 - ・請願の撤回の申し出がなされ、撤回を承認すべきと決した。
- ② 陳情第4号 原発から自然エネルギーの福島県に転換することを求める意見書 提出について
 - ・継続審査とすべきと決した。
- ③ 南相馬市除染計画(素案)について
 - ・上記の件について、執行部の説明を受け、あわせて質疑を行った。
- ④ 仮設住宅現地調査について
 - ・各班から仮設住宅現地調査の報告を受けた。また、仮設住宅入居者からの意見、 要望をとりまとめ、県知事及び市長に対し要望書を提出することを確認した。

(26)第19回特別委員会開催(平成23年11月22日)

議題

- ① 浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を 求める決議(案)について
 - ・本決議案の内容について議論の上、案を決定し委員会提出議案として提案することを確認した。
- ② 仮設住宅現地調査での要望・意見について
 - ・仮設住宅現地調査で寄せられた市民からの要望・意見をとりまとめ、要望書を県 知事及び市長に提出すべく協議を行った。

(27)市長に対する要望活動(平成23年11月28日)

・仮設住宅の住環境の改善を求め、市長に対し要望書を提出した。

【要望書の内容の主なるもの】

ア 応急仮設住宅に関すること

- ・実質的に入居していない住宅があるため、実態を確認し改善すること。
- ・仮設住宅単位に線量計を配布すること。
- ・運動施設を設置すること (パークゴルフ、ゲートボール等)。
- ・ひとり暮らしの方への対応を充実させること(サロン、見守り等)。
- ・子供の通学のため、原町区の仮設住宅への転居を認めること。

イ 危険区域の設定に関すること

- ・従前宅地と移転宅地を同価格になるよう調整されたい(面積の違いはあっても)。
- ・移転先については、早期に方針を定めること。
- ・津波被災者だけでなく、警戒区域の避難者も含めて移転対象となるよう検討する こと。

ウ 警戒区域に関すること

- ・一時立ち入りの回数を増やすこと。
- ・警戒区域の解除に向けて、除染やライフラインの復旧を急ぐこと。
- ・雑草、ごみ、野生化家畜被害の対策をすること。
- ・土壌調査を含む詳細なモニタリングを実施し、公表すること。

エ 義援金に関すること

・市に寄せられた義援金の配分・使途の報告をすること。

オ 原発事故の賠償に関すること

・市として、個々人の損害賠償請求のための相談・指導の体制と窓口を設置すること。

カ その他

- ・地域コミュニティー維持のため、情報伝達費用等の援助をすること。
- ・高齢者福祉入所施設の増設を含めた充実をはかること。
- ・放射線の線量計を全世帯に配布・支給すること。

(28)福島県知事に対する要望活動(平成23年11月30日)

・仮設住宅の住環境の改善を求め、福島県知事に対し要望書を提出した。

【要望書の内容の主なるもの】

ア 住環境の改善について

- ・ひさしや雨どいを設置すること。
- ・防寒対策(二重ガラス化や結露、隙間風対策)をすること。
- 物置を設置すること。
- ・風呂に手すり、玄関にスロープを設置すること。
- ・皮膚に異常をきたしている方が多いので、原因を調査し対策を講じること。
- ・シャワーに温度調節装置を設置すること。
- ・風呂の追い炊き機能を追加すること。
- ・暖房対応の便座にできるよう改善すること。
- ・台所の料理台が狭いので改善すること。
- ・玄関前にチャイムを設置すること。
- ・脱衣所に間仕切りを設置すること。
- ・仮設住宅敷地内の雨天時の浸水対策をすること。
- ・道路からの進入路の舗装をすること。
- ・汚水の臭い対策をすること。
- ・本市の前田団地仮設住宅及び定住促進仮設住宅への生活支援(暖房器具の支給) を他の仮設住宅と同等にすること。

イ 安全対策について

・現地を確認し、必要な箇所に街灯を設置すること。

・消火器を設置すること。

(29) 浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉 を求める決議案の提案(12月5日)

・12月定例会において、委員会提出議案として『浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める決議』を提案。全会一致で可決された。

【決議】

南相馬市は、合併前の旧小高町において昭和48年に決議された「浪江・小高原子力 発電所誘致決議」を尊重し、新市においてもその決議を引き継ぐとした。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災を原因とする東京電力福島第一原子力 発電所事故により、我が国の原子力安全神話は完全に崩壊した。

この事故は、市民の命や健康を脅かし、暮らしや家族、心までも引き裂き、南相馬の豊かで美しい自然と歴史ある風土を放射能で汚染した。

そして事故から8カ月を経過した現在も、多くの市民が住みなれた家を追われ、故郷に帰れる見通しもなく避難生活を余儀なくされている。

南相馬市議会は、市民のはかり知れない苦渋を真摯に受けとめ、市民の暮らしと原発 は共存できないことを言明する。

合併協定書の電源立地については、「電力需要、社会環境の変化を踏まえ地域住民の安全確保と環境保全に最大限留意しながら関係機関と検討する」とあることから、今般の事故によりもはや立地を受け入れる要素はない。

よって、南相馬市議会は、合併前の「浪江・小高原子力発電所誘致決議」を破棄し、 浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める ことを決議する。

(30)国土交通省東北地方整備局及び東日本高速道路株式会社東北支社に対する要望 活動(12月6日)

・常磐自動車道早期全線開通を求める要望書を提出した。

【要望書の内容の主なるもの】

- ア 現在整備中の区間(常磐富岡~山元間)の建設を促進すること。
- イ 災害による通行止め区間(広野〜常磐富岡間)の除染対策等を行い、早期開通を 図ること。
- ウ 常磐自動車道(福島県内区間)の無料化を継続すること。

(31)第20回特別委員会開催(平成23年12月13日)

本特別委員会に付託になった請願2件および陳情1件について審査を行った。

- ① 陳情第4号 原発から自然エネルギーの福島県に転換することを求める意見書 提出について
 - ・陳情の撤回の申し出がなされ、撤回を承認すべきと決した。
- ② 請願第6号 南相馬市の原子力災害について
 - ・審査の結果、採択すべきと決した。
- ③ 請願第7号 警戒区域解除・見直しに関する意見書の提出について
 - ・審査の結果、継続審査とすべきと決した。

(32) 第21回特別委員会開催(平成23年12月27日)

議題

- (1) 復興計画によるまちづくりについて
- ② 若年層の帰還・定着のための具体策について
- ③ 警戒区域解除後の帰還・居住までの手順について
 - ・市長に出席を求め、本市の直面する上記の課題についてただした。
- ④ 南相馬市環境未来都市構想について
- ⑤ 除去土壌等仮置き場の設置について
- ⑥ 平成24年度産米の作付について
 - ・上記の内容について、執行部に考えをただした。

(33)第22回特別委員会開催(平成24年1月23日)

議題

- ① 警戒区域内現地調査について
 - ・警戒区域の解除を見据えた本市の復旧・復興に資するため、警戒区域内のインフラの被害状況調査を行った。
- ② 請願第7号 警戒区域解除・見直しに関する意見書の提出について
 - ・請願の撤回の申し出がなされ、撤回を承認すべきと決した。

(34)第23回特別委員会開催(平成24年2月3日)

議題

- ① 除去土壌等仮置き場の設置について
- ② 瓦れきの処理・処分について
 - ・上記の内容について、執行部に考えをただした。

(35)第24回特別委員会開催(平成24年2月23日)

① 本委員会の「中間報告書」の内容について協議を行なった。

(36)第25回特別委員会開催(平成24年2月29日)

議題

- ① 除染作業及び除去土壌等の保管管理業務委託について
- ② 市内マイクロホットスポットの堆積物の測定結果と今後の対応について
 - ・上記の内容について、執行部に考えをただした。

(37)第26回特別委員会開催(平成24年3月13日)

議題

本委員会に付託となった陳情1件について審査した。

- ① 陳情第1号 原発事故の早期収束と全面的補償を求める意見書提出について
 - ・継続審査とすべきと決した。

3 今後の活動の方向

南相馬市は千年に一度といわれる大きな地震と津波によって、筆舌に尽くしがたい犠牲をこうむった。そして「人災」である東京電力福島第一原発の事故により、南相馬市民は「生きる場」から切り離されている。

大震災から一年を経過しているにもかかわらず、南相馬では復興どころか復旧もままならない状況にある。これは、震災の被害が甚大であっただけではなく、原発事故がその行く手を阻んでいるからにほかならない。そして、原発事故の原因者である国と東京電力の遅すぎる対応のためである。

震災からの復旧復興に向け、本市が当面する課題は山積している。

- ① 瓦れき処理
- ② 徹底した除染と、汚染土壌等の適切な処理
- ③ 暮らし・生業を取り戻すための原発事故の完全賠償
- ④ 海岸地域の防災復旧と農地・漁港等の復旧
- ⑤ 危険地域の集団移転と災害公営住宅の早期実現
- ⑥ 生活の全てにわたるインフラの復旧
- ⑦ 教育の復旧
- ⑧ 医療・介護の復旧
- ⑨ 農林水産業、商工業等のすべての産業の復旧・復興
- ⑩ 健康管理の徹底と、それを保障する18歳以下の子供の医療費の無料化の実現
- ① 県内全原発廃炉までの新たな防災体制の整備(安定ヨウ素剤の全世帯配備を含

む)

② 原発からの直線距離で線引きされたことによる差別的対応の解消

などである。

本市は、これらの課題に対してより一層のスピード感をもって取り組んでいかなければならない。同時に国県に対しては、地域の再生のための特別法の制定や財源の十分なる交付、自主財源が確保できる産業・経済の復旧と育成措置の実現を図るよう強力に要請し、一刻も早い本市の再生・自立を実現させなければならない。

また政府は、原発事故の収束に向けた工程表のステップ2が達成されたと言うものの、 原子炉の完全なる冷温停止がなされたとは到底言いがたい。原子炉の継続的かつ安定的な 冷却、そして完全なる廃炉をせずして、真の安全安心な生活を取り戻すことはできない。

「人災」による同じ過ちを繰り返さないために、国と東京電力に対しては、事故の収束と事故にかかわる一切の情報の迅速な公開、さらに原発事故の徹底した原因究明と検証を求めていく。

あわせて本市においても、放射線モニタリングや徹底した除染を行い、その結果をすべて公開し、市民の安全安心を求める声に応えなければならない。

震災からの復旧復興に向けた本市の取り組みは、その途についたばかりであるが、本 市の復旧復興に向けては、市民一人一人の生活の再建をその基本とするべきである。

南相馬市議会は、山積する課題を克服し世界に誇る南相馬の再興の実現ため、南相馬市及び南相馬市民と手を携え心を一つにし、今後も尽力していく。

以上をふまえ、本委員会は市民生活に寄り添いながら更に調査を継続していくものと する。